

議案第48号	三田市総合文化センター条例の一部を改正する条例の制定について					
文化スポーツ課	総合文化センター施設の基本利用料金の一部を整理するに当たり、当該料金を改正する必要があるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。					
<p>【改正趣旨】 当該センターの施設の基本利用料金の一部を整理するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p>						
<p>【関係法令】 地方自治法第225条（使用料） 地方自治法第228条第1項（分担金等に関する規制及び罰則） 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p>						
<p>【改正内容】 ● 小ホールの楽屋小(2)に係る利用料金の整理（別表第2関係）</p>						
<p>【現行】</p>						
楽屋小（2）	300	300	400	800	900	1,300
<p>【改正案】</p>						
楽屋小（2）	300	400	400	800	900	1,300
<p>【施行期日】 公布の日</p>						
<p>【経過措置】 この条例による改正後の三田市総合文化センター条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可申請に係る利用料金について適用し、同日前の利用許可申請に係る利用料金については、なお従前の例による。</p>						